

令和5年5月

定例教育委員会会議

会議録

令和5年5月30日開催

# 会 議 録

開催日時	令和5年5月30日（火）	午後2時00分 午後3時20分	開会 閉会																				
場 所	旭川市教育委員会 会議室																						
出席者	教育長 及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子																					
	事務局 説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長</td> <td>品田 幸利</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長</td> <td>佐藤 弘康</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>石原 伸広</td> <td>社会教育部次長</td> <td>谷口 敦哉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>眞田 眞</td> <td>社会教育部次長</td> <td>主藤 肇</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>山本 厚</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>松里 秀一</td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>佐藤 文泰</td> <td>中央図書館長</td> <td>西野 明子</td> </tr> </table>		学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	佐藤 弘康	学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	谷口 敦哉	学校教育部次長	眞田 眞	社会教育部次長	主藤 肇	学務課長	山本 厚	文化ホール担当課長	松里 秀一	教職員課長	佐藤 文泰	中央図書館長	西野 明子
	学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	佐藤 弘康																			
学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	谷口 敦哉																				
学校教育部次長	眞田 眞	社会教育部次長	主藤 肇																				
学務課長	山本 厚	文化ホール担当課長	松里 秀一																				
教職員課長	佐藤 文泰	中央図書館長	西野 明子																				
事務局 職員	教育政策課主査 朝倉 裕幸 教育政策課 金平 龍之介																						
傍聴者	0人																						
公開・非公開の別	一部非公開																						
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 令和6年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について</li> <li>・議案第2号 令和5年度一般会計予算の補正について</li> <li>・議案第3号 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>・議案第4号 旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について</li> <li>・議案第5号 旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について</li> <li>・議案第6号 旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について</li> <li>・議案第7号 旭川市社会教育委員の委嘱について</li> <li>・議案第8号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について</li> <li>・議案第9号 旭川市図書館協議会委員の任命について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育施設における夏季等の臨時開館について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>																						

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和5年5月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、近藤委員、坂田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和5年2月定例教育委員会会議（令和5年2月7日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、令和5年3月定例会及び4月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年3月定例会及び4月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 委 員 長	<p>議案第2号「令和5年度一般会計予算の補正について」、議案第3号「旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について」、議案第5号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について」、議案第6号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第7号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第8号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第9号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、報告第1号、報告第2号及び報告第3号については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>議案第1号「令和6年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」、説明願います。</p>

学務課長	<p>最初に、採択方針についてですが、前回の令和3年度の中学校用教科書「社会（歴史的分野）」の採択と同様の内容とし、「1 日本国憲法及び教育基本法を遵守する。」「2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。」「3 本市を中心とする地域性並びに児童の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」といたします。</p>
	<p>次に、調査委員会への諮問についてですが、採択方針を踏まえ、「令和4年度に新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申すること」とし、諮問書は資料のとおり、別紙様式1及び別紙様式2を添えて答申することといたします。調査内容につきましては、令和3年度と同様に、取扱内容のほか、内容の構成・排列、分量、本市児童の学習の状況等を踏まえ、調査いただくよう、調査委員会に諮問したいと考えております。</p>
	<p>最後に、教科書採択に関する案件についてですが、「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」の、「2 会議における非公開案件」に該当します。また、会議録は、非公開とした事由が消滅した後に、本市のホームページに掲載します。採択結果等の公表については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び同法施行規則において、採択した教科用図書の種類、理由、研究のために作成した資料を公表するよう努めることと明記されており、また、文部科学省及び北海道教育庁からも、採択結果や理由など、採択に関する情報について積極的な公表に努めるよう通知されていることから、採択結果及び採択理由のほか、採択方針、調査委員会からの答申書、教育委員会及び調査委員会会議録、調査委員会の委員名についても、採択終了後に本市のホームページで公表いたします。これら以外の資料等については、旭川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、採択終了後において公開いたします。</p>
教各教	<p>委員 長 長</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和6年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	<p>委員 長</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。</p>
	<p>《 報告事項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」、報告願います。</p>
主藤社会教育部次長	<p>昨年度に引き続き、今年度も、各社会教育施設におきまして月曜日の臨時開館を実施しますので、御報告いたします。</p> <p>まず、井上靖記念館、彫刻美術館及び彫刻美術館ステーションギャラリーにつきましては、観光客等の利便性を高め、より多くの方に観覧していただくことを目的に、7月から8月までの期間、月曜日を臨時開館することとしています。</p> <p>また、中央図書館と科学館につきましては、小中学校の夏休み期間に合わせ、7月下旬から8月中旬に計4回、月曜日に臨時開館を行います。中央図書館につきましては、冬休み期間中も実施する予定です。</p>
	<p>なお、博物館は、臨時開館の扱いではございませんが、6月から9月までの期間、無休となります。</p>
教各教	<p>委員 長 長</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「社会教育施設における夏季等の臨時開館に</p>

			<p>ついて」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教 各 事	育 委 務	長 員 局	
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第5号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について」、議案第6号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第7号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第8号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第9号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、報告第1号、報告第2号及び報告第3号については、会議録には概要を記載することといたします。</p>
		石原学校教育部長	<p>議案第2号「令和5年度一般会計予算の補正について」、説明願います。</p> <p>本件は、令和5年度旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和5年第2回定例会に議案を提出するよう、市長へ意見を申し出るものでございます。学校教育部では4事業の補正を予定しております。</p> <p>まず、豊岡小学校増改築費補正額8,100万円につきましては、労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を適用し、令和4・5年度の2か年工事としている豊岡小学校増改築工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しようとするものです。財源は、市債が、6,070万円、一般財源が、2,030万円となっております。</p> <p>次に、就学費用支援事業費（小学校）補正額1,630万2千円及び就学費用支援事業費（中学校）補正額1,086万円につきましては、就学援助の認定基準を超えているため、小学生や中学生の就学に要する費用の援助を受けることができていない低所得者世帯に対して、学校給食費の半額相当額を支援し、経済的負担の軽減を図る事業を新たに実施しようとするものであります。財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定としております。</p> <p>次に、教育指導費補正額84万9千円につきましては、文部科学省のリーディングDXスクール事業実施のため、教育指導費の予算を増額しようとするものでございます。リーディングDXスクール事業は、1人1台のタブレット端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、横展開していくものですが、本市では、緑が丘中学校、緑が丘小学校、西御料地小学校及び緑新小学校の4校で実施する予定としております。以上が学校教育部の補正予算となります。</p>
		文化ホール担当課長	<p>続きまして、社会教育部の令和5年度旭川市一般会計補正予算について御説明いたします。</p>

<p>教 育 長 山 崎 委 員 文化ホール担当課長</p>	<p>大雪クリスタルホール補修費補正額131万8千円についてでございます。旭川市大雪クリスタルホールが所有するヤマハ製のグランドピアノ1台につきまして、老朽化のため、弦が断線するおそれがあることから、今後も長期に安心して使用してもらえるよう、弦の全交換などの修繕を実施しようとするものでございます。</p>
<p>近 藤 委 員 石原学校教育部次長</p>	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。 対象のグランドピアノは、どのくらい使用されていますか。 令和4年度の実績で申し上げますと、65回となっており、音楽堂で使用している3台のグランドピアノのうち、使用回数が一番多い状況となっております。なお、弦の全交換とともに、オーバーホールも含めて実施する予定となっております。</p>
<p>近 藤 委 員 石原学校教育部次長</p>	<p>就学費用支援事業費ですが、支援対象となる世帯は、具体的にどのような世帯となりますか。 現在、就学援助の認定基準は、前年の世帯の年間合計所得金額が生活保護基準の1.32倍までとなっておりますが、これをわずかに超えて、就学援助を受けられない世帯で、前年の世帯の年間合計所得金額が生活保護基準の1.32倍を超えて1.4倍までの世帯に対し、学校給食費の半額相当額を支援いたします。具体的な支援額は、小学生は2万6,400円、中学1・2年生は3万1,500円、中学3年生は3万円となっております。対象人数は、小中学校合わせて約950人を見込んでおります。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>これは市教委で対象世帯の抽出を行うのでしょうか。 各家庭の所得金額は市教委では把握してはいないため、各家庭から申請していただくこととなります。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第2号「令和5年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
<p>真田学校教育部次長</p>	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。 次に、議案第3号「旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。</p>
<p>教 育 長 各 委 員</p>	<p>本件は、教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会の委員報酬を、現行の日額7,700円から日額16,500円に改めるため、本条例の制定について、旭川市議会令和5年第2回定例会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものです。 旭川市いじめ防止等対策委員会におきましては、令和3年5月から令和4年9月まで、いじめ防止対策推進法第28条第1項によるいじめの重大事態について調査を実施していただいたところであり、その際、本条例に基づき、日額7,700円の報酬としたところではありますが、委員の推薦を依頼した旭川弁護士会及び北海道臨床心理士会から、次回以降の委員の推薦に当たり報酬の増額の求めがあったことや、令和4年決算審査特別委員会等において、報酬の引上げについて指摘を受けたことから、検討を進めてきたところでありました。 また、本重大事態につきましては、市長部局の附属機関である旭川市いじめ問題再調査委員会において再調査を実施することとなり、旭川市議会令和4年第3回定例会において、委員報酬が日額12,000円から日額16,500円に改められたことから、これに準じ、この度の旭川市議会令和5年第2回定例会において、再調査委員会と同額の日額16,500円に改めようとするものであります。</p>
<p>教 育 長 各 委 員</p>	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長  
眞田学校教育部長

それでは、議案第3号「旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号については、原案どおり決定します。次に、議案第4号「旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について」、説明願います。

本件は、これまでも御審議いただいている本市のいじめ防止条例の制定につきまして、旭川市議会令和5年第2回定例会に提案するよう、市長に意見を申し出るものです。

本条例案につきましては、令和5年2月定例教育委員会会議において御審議いただいた骨子案を基に、令和5年4月定例教育委員会会議において報告いたしました意見提出手続の結果や関係部局との協議を踏まえ、作成したものです。

それでは、条例案の内容について御説明申し上げます。

前文につきましては、中学1年生の時に深刻で重大ないじめを受けていた女子生徒が、令和3年3月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こったことに係る教育委員会及び学校における対応の反省や、本市のいじめ対策への決意とともに、市全体でいじめの防止等に取り組み、子どもの生命と尊厳を守る対策を推進するために条例を制定するという趣旨について記載しております。

第1条の目的につきましては、本市におけるいじめの防止等に関し基本理念を定め、市、市立学校等の責務や市民等の役割等を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項等を定めることにより、児童生徒の生命と尊厳を守り、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に資することを目的とすることを記載しております。

第2条の定義につきましては、第1号のいじめなど、用語の意義について記載しております。

第3条の基本理念につきましては、いじめの防止等のための対策に関わり、第1項において、いじめが、児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならないことなど、3項目を記載しております。

第4条の市の責務につきましては、第1項において、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な対策を総合的かつ効果的に推進しなければならないことなど、4項目を記載しております。

第5条の市立学校の責務につきましては、第1項において、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、保護者等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に取り組まなければならないことなど、3項目を記載しております。

第6条の保護者の責務につきましては、第1項において、保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならないことなど、3項目を記載しております。

第7条の児童生徒の心構えにつきましては、令和4年7月に実施した「生活・学習Actサミット」の協議における中学生の考えを踏まえ、第2項において、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとするなど、3項目を記載しております。

第8条の市民等の役割につきましては、第2項において、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合、速やかに市、学校又は関係機関に相

談，通報等を行うよう努めるものとするなど，2項目を記載しております。

第9条の市いじめ防止基本方針につきましては，法において努力義務とされている地方いじめ防止基本方針について，本市では既に策定しているところですが，第5項において，市いじめ防止基本方針を策定し，又は変更したときは，速やかに公表することなど，5項目を記載しております。

第10条の学校いじめ防止基本方針につきましては，法において策定が義務付けられている学校いじめ防止基本方針について，第1項において，毎年度見直しを行うものとするなど，2項目を記載しております。

第11条の相談体制等の整備につきましては，第2項において，市は，いじめに係る情報の一元化を図り，関係機関等と連携し，迅速かつ適切に対応ができるよう組織体制を強化するものとするなど，3項目を記載しております。

第12条のいじめを受けた児童生徒等の支援等につきましては，第1項において，市は，いじめを受けた児童生徒の生命と尊厳を守るため，当該児童生徒とその保護者に寄り添い，いじめの早期解決に向けた必要な支援を行うものとするほか，必要に応じて，いじめ事案に関する適切な情報提供を行うものとするなど，第2項において，いじめを行った児童生徒とその保護者に対し，必要に応じて，いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとするなど，4項目を記載しております。

第13条の是正勧告等につきましては，第1項において，市長が，相談，通報等を受けたいじめやいじめの疑いがある事案について，事実確認及び問題解決を図るために必要な調査，調整等を行うことができることや，第3項において，調査等の結果，いじめの事実又はいじめの疑いがあり，かつ，市立学校又は教育委員会がいじめ防止対策推進法に基づく適切な措置を講じていないときその他特に必要と認めるときは，市立学校又は教育委員会に対し，いじめを受けた児童生徒を救済するため，いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置を講ずるよう是正勧告を行うことができることなど，4項目を記載しております。

第14条の重大事態への対処につきましては，第1項において，市立学校は，在籍する児童生徒に重大事態が発生したときは，その旨を，直ちに教育委員会を通じて市長に報告しなければならないことや，第2項において，市は，当該の学校が重大事態への適切な対処を行うことができるようにするため，必要な支援を行うものとするなど，4項目を記載しております。

第15条の再調査の実施につきましては，第1項において，市長は，調査結果の報告を受けた重大事態について，必要があると認めるときは，旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例に規定する旭川市いじめ問題再調査委員会において調査するものとするなど，2項目を記載しております。

第16条の再発防止のための措置につきましては，市は，重大事態の調査又は再調査の結果について報告を受けたときは，同種の事案の再発防止等のために必要な措置を講ずるものとするなどを記載しております。

第17条の個人情報の取扱いにつきましては，第1項において，市は，この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし，当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならないことなど，2項目を記載しております。

第18条の市立学校以外の学校への協力要請等につきましては，第1項において，市は，市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し，市のいじめの防止等の対策について協力を求めることができることなど，2項目を記載しております。

第19条の財政上の措置につきましては，市は，いじめの防止等のための対策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする



ることを記載しております。

第20条の委任につきましては、条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定めることを記載しております。

最後に、附則につきましては、条例を公布の日から施行することについて記載しております。以上が、条例案の内容でございます。

今後のスケジュールでございますが、6月の議会審議を経て、7月の条例施行を目指してまいります。

なお、議会に提出される条例案については、例規審査担当部局による審査を受けることから、施策の基本的な構成等は変わらないものの、文言等については調整されることがあるため、本日審議いただく条例案とは一部異なる場合があることを申し添えます。

長 本案について、御意見、御質問等がありますか。

員 ありません。

長 それでは、議案第4号「旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

員 異議ありません。

長 「異議なし。」と認め、議案第4号については、原案どおり決定します。

<議案第5号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について」>

令和5年6月の第1回旭川市教科書調査委員会会議の開催日から同年8月の採択決定日までを任期とする旭川市教科書調査委員会調査委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第6号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」>

令和5年5月30日から同年9月1日まで及び令和5年5月30日から令和7年5月29日までを任期とする旭川市いじめ防止等連絡協議会委員を任命又は委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第7号「旭川市社会教育委員の委嘱について」>

令和5年5月30日から令和6年4月30日までを任期とする旭川市社会教育委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第8号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」>

令和5年5月30日から同年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第9号「旭川市図書館協議会委員の任命について」>

令和5年5月30日から同年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和5年4月1日から同年5月3日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）に

ついて」>

令和5年4月5日から同年5月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和5年4月5日から同年5月8日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《 そ の 他 》

教 育 長  
石原学校教育部次長

他に、何かありますか。

学校プール開放事業について、御報告させていただきます。学校プールの地域への開放事業につきましては、各小学校におきまして、学校プール運営委員会を設置し、おおむね6月下旬から8月末までの間、平日の放課後、土日祝日、夏季休業期間などに実施してきました。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開放事業については休止しておりましたが、本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、今年度の取扱いについて、検討を行ってきました。学校プールは貴重な地域の資源であり、積極的に利活用するという観点からも開放事業を再開することを前提として検討してまいりましたが、今後、求められる感染症対策や学校を取り巻く環境の変化などを踏まえまして、どのように開放事業を運営していくことが望ましいのかについて、4月下旬に、小学校長会に御意見をいただいたところです。小学校長会からは、開放事業を再開することについては、異論はないものの、週休日などの教職員が不在のときに、プールを開放することについては、安全管理の面からも不安が大きいこと、そして、教職員に開放の際に出勤を求めるといったことについては、働き方改革の観点からも難しくなっている、などの御意見をいただきました。

教育委員会といたしましては、学校プール運営委員会についても、高齢化が進んでおり、担い手が不足し、管理員を複数配置することが現状では難しいこと、そして、小学校長会からの意見でもありましてとおり、教職員が通常、勤務しない週休日や休日、学校閉庁日などに、開放事業を実施することは、プール利用者の安全確保の観点からも難しいと考えたところでもあります。ただし、平日の放課後や、夏季休業期間のうちの平日については、教職員が、学校に通常、勤務しているため、混雑時の補助や緊急時の対応も可能であると考え、従来どおり、その間については、開放事業を実施することが望ましいと考えたところです。

今年度につきましては、これらの考え方の下、週休日や休日、学校閉庁日など、教職員が学校に勤務しない日については、開放事業の実施は控えることといたします。なお、次年度以降につきましては、開放しないことによる地域や市民の意見等も踏まえながら、また改めて、検討していきたいと考えております。

山 崎 委 員  
石原学校教育部次長  
坂 田 委 員  
石原学校教育部次長

プールを利用するのは主に子どもたちですか。

地域に開放はしておりますが、ほとんどが当該校の児童です。

開放に当たっては、教職員が必ずついているのですか。

学校プール運営委員会で運営をしておりますので、地域の方などに、プールの安全管理や水質管理をお願いしている状況にあります。

本 田 委 員

事故等の危険性もありますので、しっかりとした人員配置が確保できないのであれば、開放事業を行うのは難しいのではないかと感じます。

近 藤 委 員

保護者としては、学校のプールが開いていることは、ありがたいと感じ

教  
各  
事  
教

育  
委  
務  
育

長  
員  
局  
長

ますし、子どもたちだけで遊べる場所が少なくなることは少し可哀想に感じるところです。

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和5年5月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》